

# 青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例

平成19年7月3日  
条例第15号

改正 平成20年3月31日条例第12号 平成21年3月6日条例第1号  
平成21年7月6日条例第26号 平成24年3月7日条例第5号  
平成26年6月30日条例第13号

## (目的)

第1条 この条例は、義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童にかかる医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において、「児童を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母

(2) 父母に監護されずまたはこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第1号の場合において、父および母がともに当該父および母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父または母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

## (対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病または負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 規則に定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

## (医療証の交付)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する児童について、青梅市長（以下「市長」という。）に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

## (助成の範囲)

第5条 市は、児童の疾病または負傷について国民健康保険法または社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定にもとづきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって児童にかかる国民健康保険法による世帯主または社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院または診療所への入院およびその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費にかかる食事療養標準負担額に相当する額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

2 前項の助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証（国民健康保険法または社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証および規則で定める書類）を提示して、診療、薬剤の支給または手当を受けた場合に、病院、診療所もしくは薬局またはその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(一部負担金相当額の支払方法)

第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額および入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法または社会保険各法および厚生労働省令の規定の例により、病院または診療所に支払うものとする。

(届出義務)

第8条 対象者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者は、現況について、規則に定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。

3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由にかかる医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名および住所または居所（氏名または住所もしくは居所が明らかでないときは、その旨）ならびに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者がすでに届け出ている場合は、この限りでない。

(譲渡または担保の禁止)

第9条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、または担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第10条 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由にかかる医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由にかかる第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第11条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部または一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病または負傷にかかる医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、または助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例における対象者に関する規定は、平成20年10月1日以後における療養にかかる医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成21年3月6日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年7月6日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成21年10月1日以後における療養にかかる医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成24年3月7日条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年6月30日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第3条の規定による改正後の青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養にかかる医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

別表（第5条、第7条関係）

区分	一部負担金相当額
入院、調剤および訪問看護にかかる医療費	0円
通院（施術を含む。）にかかる医療費（通院1回当たり）	200円

備考 通院1回当たりの対象者負担額が200円に満たない場合にあっては、その満たない額とする。